

「ホワイト物流」推進運動
持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言

企業・組合名	役職	氏名	所在地	主たる事業	ホームページ
日本特殊塗料株式会社	執行役員	土屋 信博	東京都	製造業	https://www.nttoryo.co.jp/

当社は、「ホワイト物流」推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取り組むことを宣言します。

最終更新:	2025年3月19日
-------	------------

- (取組方針)
- ・事業活動に必要な物流の持続的・安定的な確保を経営課題として認識し、生産性の高い物流と働き方改革の実現に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流の改善に取り組めます。
- (法令遵守への配慮)
- ・法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車運送事業関係法令を遵守できるよう、必要な配慮を行います。
- (契約内容の明確化・遵守)
- ・運送及び荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。

No.	分類番号		取組項目	取組内容
1	A	①	物流の改善提案と協力	取引先や物流事業者から、物流作業の合理化等の改善について要請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案します。
2	A	③	パレット等の活用	パレット等を活用し、荷役作業の削減に取り組んでいきます。
3	A	⑦	運転以外の作業部分の分離	物流事業者から運転業務と運転以外の附帯作業の分離について相談があった場合は、真摯に協議に応じます。
4	B	①	運送契約の書面化の推進	運送契約書の書面化を推進します。
5	C	①	契約の相手方を選定する際の 法令遵守状況の考慮	契約する物流業者を選定する際は、関係法令の遵守状況を考慮します。
6	D	②	異常気象時等の運行の中止・中断 等	台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運送依頼を行いません。また、運転者の安全を確保するため、運行の中止・中断等が必要と物流事業者が判断した場合は、その判断を尊重します。

PR欄	
-----	--